

玉野市成年後見制度利用促進計画（素案）で御意見、御協議をいただきたい項目

1 第4章 1 中核機関の設置設置する中核機関の概要 (P13)
中核機関を市に設置（直営）することについて、御意見をいただきたい。
説明 中核機関の設置に当たり、市には①個人情報の取扱い、②地域の幅広い関係者との連携・調整、③成年後見人等の市長申立ての権限などについて優位性があり、一方、社会福祉協議会には①専門性を有する人材、②法人後見人、日常生活自立支援事業等の権利擁護事業の実績などに優位性があります。 中核機関の機能を検討していくなかで、チームをバックアップし、地域連携会議の司令塔としての役割を果たしていくためには、様々な会議の開催や関係団体との「連携」や「調整」が業務の中心となると見込まれることから、これらの業務に優位性がある市に中核機関を設置することとしたものです。 なお、中核機関に求められている権利擁護、福祉、医療等の多様な専門性については、地域連携会議のメンバーとの連携のなかで確保していきます。
2 第4章 1 中核機関の設置 【運営体制】（2）運営委員会 (P14) 第5章 施策の点検及び評価 (P18)
玉野市成年後見制度利用促進計画の策定後において、同計画の取組状況の点検、評価等を引き続き、同計画審議会で行うこと、そして、玉野市成年後見支援センターの取組状況の点検、評価等を「運営委員会」が行うこととし、その運営委員会の機能を「玉野市成年後見制度利用促進審議会」が担うことについて、御意見をいただきたい。
説明 玉野市成年後見制度利用促進計画について調査、審議した審議会委員が、同計画策定後も定期的に同計画の評価、点検を行うこととし、同様に、同計画に基づいて新設する中核機関の運営についても、審議会委員が評価、点検を行うことが、審議会の設置趣旨からも妥当であると考えています。
3 第4章 2 地域連携ネットワークの構築 (P15、P17) 資料5
地域連携会議の委員については、(ア) から (エ) までに掲げる関係機関、団体から選任することとしており、具体的には図「玉野版 地域連携ネットワーク」に掲げる団体等で構成することを予定しています。これらの団体等について、又はこれらの団体等の他に望ましい団体等があるか御意見をいただきたい。
説明 地域連携会議のメンバーは、この地域で業務に従事する権利擁護を専門とする方々を中心に、福祉、医療、介護の専門職及び関係団体、相談支援機関、地域関係団体、社協などから構成することが望ましいと考えていますが、本人及び後見人の支援、バックアップのためには、多様な職種のサポートが必要になってくるからです。

4 第 4 章 2 地域連携ネットワークの構築 (P15)

本人及び本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者のまとまりである「チーム」を専門的な立場からバックアップするのが「地域連携会議」です。例えば、「申立ての必要性の検討に関すること。」又は「後見人の支援に関すること。」について、3 士会の「地域連携会議」委員（弁護士、司法書士、社会福祉士）にケースに応じてどのような支援が求められるか、御意見をいただきたい。

説明 現に、成年後見支援センターがないなかで、権利擁護の専門職（3 士会）や医師の方々に、「もう少し早期の段階で、本人や家族と関わっておけばよかった。」「こうした助言ができていた」などの事例があれば、御教示いただきたい。